

議案第65号

新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第10号中「第85条第6項に」を「第137条第6項に」に、「第109条において準用する同法第85条第6項」を「第151条において準用する同法第137条第6項」に、「第132条において準用する同法第85条第6項」を「第173条において準用する同法第137条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

提案理由

漁業法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。